

釜ヶ崎救援ニュース

第3号 1992年

11月29日

釜ヶ崎・顔づけ一暴行に対する抗議事件救援会

大阪市西成区茶屋2-8-9・難波の里 気付 ☎ 06(641)7183

「顔付け」実態聞き取り調査に参加を！

調査申告説明会＝12月16・22日＝両日共西成市民館で午後7時より

「顔付け」実態聞き取り調査については、前号においてもその意図するところを紹介して参加・協力を呼び掛けました。今号では、当救援会発足集会において参加者から意見を聞き、さらにもう一日有志が集まって検討を重ねた上で作成された『調査票』を紹介して、12月24・25・26日調査実施日への参加を呼び掛けたいと思います。

なお、調査対象者を現役労働者層から野宿を余儀なくされている層までと幅広くしているため、調査時間が早朝から深夜までということとなりました。勿論、都合の良い時間帯だけの参加も大歓迎ですが、宿泊希望者もいるだろうと思われますので、安く泊まれる場所を確保することとしました。宿泊希望者は、当救援会事務局沖野（電話 06-561-5214）に、事前に連絡してください。

さて、調査の意図するところは、和田さんが「顔付け」に抗議した労働者が手配師から暴行を受けたことに対して義憤を感じ、裁判で裁かれることとなった行為をおこなったについては、単に和田さんの性格によるものとされるべきではなく、大きな社会的背景・釜ヶ崎の現実があったのだということを、裁判官や世間の人々に伝えるために、釜ヶ崎の現実の一部を、比較的客観的に判断しやすい数字に置き換えて把握しようというところにあります。

しかしながら、調査の目的はそれだけに留まることはなく、思わぬ役割おも担うことになりました。というのは、大阪府労働部が、全くサギ的な「高齢労働者就労状況調査」結果を発表したからです。それによると、月平均就労日数は「14日以上」が七割を超えていました。だが、調査を実際に担当した西成労働福祉センターの紹介課長は、「現場の感覚からすると実態を反映したものではないことを認めざるを得ない」と言っています（11月22日毎日新聞）。そうなった原因は、調査対象者がセンターを訪れた労働者に限られていること、質問の仕方が「普段、一ヶ月にどのくらい働くか」と抽象的であったことなどがあげられています。そのような事を説明せず、さも不景気下の釜ヶ崎で高齢労働者が就労難にあっていないかのごとき数字だけを発表した大阪府労働部の姿勢は、釜ヶ崎の現実を隠すものとして糾弾されるに値するものだと思います。大阪府労働部のサギを明らかにするためにも、私たちの調査を成功させなければならないと考えています。

『顔付け』実態調査表

実施日時 1992年12月 日午前・午後 時 分 場所() 担当者

A. 「顔付け」についてお聞きする前に…

- (1) 年齢をお聞かせください。 () 才
- (2) 釜ヶ崎に来て何年になりますか。 () 年
- (3) 今のお住まいは…
イ. 簡易宿泊所(ドヤ) ロ. アパート ハ. 日払いマンション ニ. 野宿
ホ. 地域外から通い ヘ. その他 ()
- (4) 現在の健康状態は…
イ. 良い ロ. 普通 ハ. 悪い(仕事に行けない) 一病名等を…
- (5) おもにどのような職種で仕事に就かれますか。
イ. 土工 ロ. 仮枠大工 ハ. 鉄筋工 ニ. バラシ ホ. 燃 ヘ. コボチ
ト. カジヤ チ. なんでも リ. その他 ()
- (6) 仕事に行くのは「現金」が多いですか、それとも「契約・出張」が多いですか。
イ. 現金が主 ロ. 契約が主 ハ. 半々 ニ. 以前は現金が主だったが、現在は契約が主
ホ. 以前は契約が主だったが、現在は現金が主
- (7) 最近の例では、実働十日の契約でいって、大体何日くらいかかりましたか。
イ. () 日くらい ロ. 赤字になった ハ. 残った ニ. その飯場の名前は ()
- (8) 仕事はどうにして探しますか。
イ. 朝のセンター内で ロ. センター周辺で ハ. 霞町交差点周辺で ニ. 知り合いのシテで
ホ. 労働福祉センターの紹介窓口で ヘ. その他
- (9) 白手帳はお持ちですか。
イ. 持っている(現在アプレの受給資格はありますか。 a. 有る c. 無い)
(参考までに、印紙が足りない時の補充はどのようにしていますか。 a. よく仕事に行く所
に頼む b. 金融屋で c. 友人に押してきてもらう d. 手配師 e. その他)
ロ. 以前は持っていたが、今は持っていない。
a. 何年前までお持ちでしたか () b. 持たなくなった理由を ()
ハ. つくろうとしたが、つくれなかった。
a. つくろうとしたのは何年前ですか () b. つくれなかった理由は ()
ホ. つくろうとしたことはない(理由は…)
- (10) イ. この半年間、月平均して何日くらい仕事に行きましたか。 () 日
ロ. 以前、仕事の多かった時期は… () 日

B. 「顔付け」について、お聞きします。

- (1) よく行く「業者」は幾つくらいありますか。 ()
- (2) 「顔付け」で仕事に就けたことがありますか。(a. 有る b. 無い)
イ. 有る方は、どのような理由でそうなったと思いますか。
a. 毎日顔を出しているから b. オヤジをよく知っているから c. 手配師をよく知って
いるから d. 仕事が達者だから e. その他 ()
- (3) 「顔付け」でハネられたことがありますか。(a. 有る b. 無い)
イ. ある方はどのような理由でハネられたと思いますか。
a. なじみでないから b. 年齢で c. その他 ()
ロ. その時、ハネられたことについて、どう思いましたか。()
ハ. ハネられたあとでどうしましたか。(複数可)
a. 抗議した b. 他を探した(他であった・なかった) c. アブレをもらった d. 借
金をした(どなたから…) e. 手持ちの金でシノイだ(通常、何日分くらい
の生活費をメドにしておられますか。 日分 円) f. 野宿した g. その他 ()
- (4) 「顔付け」には、基準があると思いますか。(a. 有る b. 無い c. なんともいえない)
イ. あると思う(どのような基準があると思われますか)
ロ. その基準は妥当なものだと思いますか、それとも不適なものと思いますか。
- (5) 「顔付け」を無くすにはどうすれば良いと思いますか。
イ. 仕事を増やせば良い ロ. 職安が仕事を労働者に平均してまわすように紹介をすれば良い
ハ. 他
- (6) 現在の就労方法は、職安が仕事を紹介しない「相対方式」といわれているものですが、職安
仕事を紹介する方法にした方が良いと思いますか。
イ. そう思う(理由 ロ. 思わない(理由)
- (7) センターに「高齢者作業窓口」が出来れば、利用したいと思いますか。(複数可)
a. 利用したい b. わからない c. まだそんな歳ではない d. 将来は利用したい
e. そんな窓口は必要ない f. その他
- (8) 「現金」や「契約」で仕事に行ってオヤジや手配師・世話役などに暴力を振るわれたり、暴言
をはかれたりしたことがありますか。
イ. 無い ロ. 有る(いつごろ、どこで、その内容は)
ハ. そのようなことをなくすにはどうしたら良いと思いますか。
- (9) 和田さんの「事件」を知っていますか。 a. 知ってる b. 知らない
イ. 和田さんの「事件」を知った時、どう思いましたか。

ご協力ありがとうございました。

和田さんの意志を支え、釜ヶ崎行政不在を問う集会（十一月七日）の報告

救援会の結成集会をかねて、十一月七日、三十名があつまって、釜ヶ崎の中にある喜望の家で集会を持ちました。

まず、集会を始めるにあたって、救援会の代表である、ふるさとの家の藤原昭神父より簡単なあいさつがありました。無錢飲食をただけで、半年間も刑務所暮しをせざるをえなかつた、ある釜ヶ崎労働者の人の例を引き合いにだしながら、寄せ場労働者に対する司法の取扱いは、現実として厳しいものがあり、もつとこういった問題を社会的に暴露しながら、裁判闘争を支援していくべきではないかと訴えられました。

この後、救援会の事務局から、今までの裁判と救援会の活動の報告と今後の救援活動の進め方について報告をおこない、引き続いて谷英樹弁護士から話がありました。これから弁護活動の方針について谷弁護士は、和田さんの事件はあくまでも「殺人未遂」ではなく「傷害」事件として取り扱われるべき

ている求人数は、昨年に比べると半分近くに落ちこんでおり、釜ヶ崎の就労状況が非常に厳しいことが指摘されました。

こういった、労働者にとっては厳しい状況のなかで、抜本的な釜ヶ崎対策をおこなっていくべき行政も、いまだに内部関係がバラバラで、ひとつにまとまって動くことができないでいるが、それでも行政が具体的な政策を出して実行していくば、少しは今の釜ヶ崎の状況も変わっていくだろうし、そのため行政施策をつくらせていかなければならぬと話され、有村さん自身の案も示されました。

有村さんの話に統いて、釜日労とキリスト教協友会の反失業活動の報告がおこなわれ、その後のディスカッションでは、「ただ行政に対する私たちの対応も、単に批判するだけでなく、もっと具体的な要求を出していかなければいけないのではないか」との意見も出されました。

行政の側に要求をつきつけるとしたら、要求を出す我々の側も、もつと綿密に今の釜ヶ崎の状況を分析する必要があると思います。

予定より三十分ほどオーバーして、集会を終えました。

ものであるということと、事件の背景には、行政の釜ヶ崎労働者に対する無策をぬきにしては考えられないことを、今後の裁判のなかであきらかにしていただきたいと話されました。

谷弁護士の話が終わってから、司会者より、獄中でがんばっている和田さんからの手紙が読まれたわけですが、しんどい状況の中にあってとにかく元気でやっている様子が聞き取れて、これからも粘り強く救援活動をおこなっていかなければと思つています。

今回の救援会の活動の目的は、和田さんの刑罰を少しでも軽くしていこうということがあるわけですが、それと同時にこの事件の背景も考えて行かねばと思つています。こういったことから、一通り報告が終わつた後、西成労働福祉センターで職員として働いているありむらさんから、釜ヶ崎の仕事の状態と失業問題についての話を聞いていただきました。

ありむらさんの話しによると、センターが把握し

井上さんが逮捕されました。和田さんと同様に今後のご支援をお願いします。

和田さんと一緒に事件を起こしたとして指名手配されていた井上和夫さんが、十一月十三日の夜に、生野区で「殺人未遂」の容疑で逮捕され、現在住之江署に留置されて取り調べがおこなわれています。

救援会では、井上さんへ衣類などの差し入れをおこない、関西救援連絡センターの協力で、週2～3回弁護士の接見をおこなつていただいています。

井上さんも「殺すつもりはなかつた」と弁護士に訴えていますが、来週中にも起訴されることになると思ひます。

年内にも一回目の公判がおこなわれる可能性もあります。和田さんと同様に公判と救援活動へのご協力をお願ひします。

十月十二日に、反失業「暴動」の件で令状逮捕されて拘留されていた、釜日労の深田さんが、十月二十六日に「処分保留」で釈放されました。

「報生口」 藤井さん第一回公判

一〇月三日朝、センター前路上で労働者に暴行を加えたとして逮捕された藤井さんの第一回公判が、一月一八日、大阪地方裁判所で開かれた。傍聴には、藤井さんを励まし、今後の裁判の成り行きを見守る釜ヶ崎労働者の姿勢を示すべく、四〇名近くの労働者がつめかけた。

約五〇日ぶりに釜ヶ崎の労働者の前に姿を見せた藤井さんは被告人冒頭陳述で、「起訴状に書かれているように、〇〇なる男の胸ぐらをつかんだことはないし、顔を殴ったこともない。」と、逮捕がまったくのでっち上げであることを主張しました。

また、そのようなでっち上げが行われたのは、盛り上がりを見せた釜ヶ崎の反失業闘争に水を差そうとしてであり、その証拠に、取り調べは事件直接のことがらはほとんどなく、取り調べの警察官が連日「組合の活動をやめろ」と繰り返すだけだったとも述べました。

さらに、逮捕後の指紋採取を拒否したところ、警察官から暴行を加えられ、保護房に懲罰的にいれら

れることを明らかにし、その不当さを訴えました。検察側の冒頭陳述も行われ、起訴事実として、藤井さんが被害者の自転車のハンドルをつかんだり、氏名不祥の労働者と共に、被害者の顔を殴打して、全治五日間の傷を負わせた、と認識していることを明らかにしました。藤井さんの単独犯行ではなく、共謀しての行為であつたとも認識しているようです。

今後の裁判の中で明らかにされることですが、どうやら、氏名不祥の労働者がおこなつたことを、藤井さんがおこなつたことに対するいかえて起訴した気配が濃厚であると思われます。共謀を持ち出しの人は、実行犯の立証が困難となつたときの予防線とも考えられます。

検察側は、藤井さんがどのように騒ぎを煽つていたかについても、警察官を証人に立てて立証していくとしています。

次回公判予定は、一二月二一日午後一時から、被害者と西成署警察官の証言。

△賛同人△

山田 実（釜ヶ崎日雇労働組合委員長）	小倉 利丸（富山大教員）
中島 文雄（釜ヶ崎キリスト教協友会）	領家 譲（追手門学院大学教員）
松葉 逸夫（釜ヶ崎資料センター）	八木 晃介（花園大学教員）
持原 好子	合田 功（東大阪市教組）
小柳 伸顯（釜ヶ崎キリスト教協友会）	庄司 壽一（田辺第二小学校教員）
藤原 昭（ふるさとの家）	要 良子（わかやま共育を考える会）
本田 哲郎（ふるさとの家）	渡辺 哲男（精神科医師）
喜望の家	河野 秀忠（「そよ風のように出よう」編集長）
里 健一（釜ヶ崎医療連絡会議）	八木 英子（阪神障害者解放センター）
本田 次男（京都・日雇労働者の人権と労働を考える会）	山中 幸男（救援連絡センター）
中山 幸雄	三木 ユキオ（アムネスティインターナショナル第五六グループ）
黒田 伊彦（矢田解放塾副塾長）	吉田 滉智子（トマホーク阻止京都連絡会）
西岡 智	岡田 仁（水俣せつけん工場）
徐 琴珍	石山 春久（画家）
池田 浩士（日本寄せ場学会）	大田 健嗣 大田 美智子 廣 春夫
松沢 哲生（日本寄せ場学会）	鶴野 吉雄 三谷 康則 八木 健彦
青木 秀男（日本寄せ場学会）	荒木 和光 横本 隆生 福田 徹矢
和田 研三（日本寄せ場学会）	山谷を支援する有志の会 釜ヶ崎連帯会議

【これからのお出走】

●十一月八日（火） 午前十時 和田さん第三回公判	午後六時三〇分 大阪地裁 一〇〇四号法廷
●十一月十二日（土） 午後六時三〇分 和田さん第三回公判	場所 未定
●十一月十六日（水） 午後七時 西成市民館	釜ヶ崎越冬闘争 支援連帯集会（越冬寒）
●十一月十九日（土） 午後六時三〇分 対大阪府闘争 決起集会	三木公團
●十一月二一日（月） 午前八時出発 対大阪府闘争 デモ	セントー前集合

あいりん地区放火で手配の容疑者を逮捕
大阪市西成区のあいりん地区で今年七月、求人に来た建設会社のライトバンが放火され、同社社員二人がやけどを負った事件で、西成署は十三日夜、殺人未遂容疑で指名手配していた住所不定、無職、井上一夫容疑者は同市牛野区内で逮捕された。

▲1992年11月14日毎日新聞
(大変、ありがとうございました。感謝!)

ボランティアの人たちによる炊き出しに行列をつくる労働者たち=西成区萩之茶屋2で



波紋広がる
調査結果

高齡労働者
就労状況

「1カ月に14日以上働く」が7割

「実態反映せぬデータ」と指摘する声も

見になつた。
しかし「開業者」の多い
調査が行われた六月の求人
状況は、それまでの日々
に資金がかかる「現金仕事」
の場合は、バブル景気
求人が最も多かつた八九
年ひろの、約半分、前年四
月比でも三三%減の一日
平均約二千七百人。この状
況の中で、乗客が特定の場
所を雇用する「職づけ」
が競争。特に年齢層は什
事把はねるケースが大勢
出し、今もなお次は変わらな
いといふ。

地図内の労働組合は「雇
主階級奉公に出た労働日数は多
すまる。実績はほんかに優

府は現地視察を

これに対し、米本保、しに並ぶ列は八百人を超える府労働組合員が質問特別対応会を開いた。質問者は「センターで行ったところによると、大変なうしかな方法がなかった。今ことになりのでは」という趣旨の質問を提出した。そのと答えて、「今後対策について、開拓部も一度確認をしっかり見直してほしくて願う。そうしながら十分確認を総合的に判断していくんだ」と話していく。「春を越す季節になつた。民間主体が行なう飲食出

（略）
「……」などと指摘する。——「『圖書好文部』の高齢者たちの撫出を始めた。セントラル図書館の中にも「センター」に来る年齢層だけからの聞き取りなので、当然結果は一般の高齢者です。分析を加えないので生の感想がそのまま表されたのはおかしい」と異議する声もあつたが、それを反映したものではないことを認めたのですね」と、——「『圖書好文部』の高齢者たちの撫出を始めた。セントラル図書館の中にも「センター」口を防れた人だけだったことに来る年齢層だけからの聞き取りなので、当然結果は一般の高齢者です。分析を加えないので生の感想がそのまま表されたのはおかしい」と異議する声も反映しなかった原因」と分析している。

府外建物が今月四日（公休）に西宮へ。ひとつは地区的の高齢者施設見学と地元の施設見学である。公休された第2回の「園芸祭」のテーマは、「てある農業の文化」。向かいの農政課のテーマは、「農業を反映したものではなし」と、園芸祭に農業を反映したものが何もない。たしかに農業を反映した府の外部団体「西宮市農業組合」は「ハーバー」だらけの標章があるかない。府営は「西宮市立農業園芸場」としているが、仕事にあれば繋がるなりといろんな説がある。労働者に就し、技術的な内容をもう一歩は本音と「環境」の「温度差」をいかに埋め合はうかと感づいた。

(山内雅史)

不況で、特に債務が厳しい高齢者の就労状況を把握する目的で行われた。

今年六月、問センターの紹介実績十八人が、五十五歳以上の百二十一人を対象に聞き取り方式で実施した。

問題になっているのは、

卷之三

分析している。

分析している